

2026年度 日本学生支援機構 奨学金申請書 (学部生対象)

所属学部	氏名	学籍番号

申請予定奨学金種別

- ・申請を予定している、奨学金種別に「○」あるいは「レ」を付してください。
- ・なお、多子世帯の授業料免除希望者を含めて、**給付奨学金を申請予定の学生は必ず、給付奨学金にチェックを付してください。**
本申請をもとに、**授業料の徴収決定を7月下旬まで猶予します。**
(既に給付奨学生となっている者は、7月末まで授業料の徴収決定が猶予されています。)

給付奨学金のみ	給付奨学金及び 貸与奨学金	貸与奨学金のみ	多子世帯の可能性が ある場合 (給付奨学金欄も併せて チェック)

多子世帯とは

生計維持者（基本のご両親）が扶養する子等が3人以上いることが条件となります。

なお、3人の中においては、**申請者本人が税法上の扶養に含まれることが必要です。**

扶養する子等は、生計維持者の子（実子・養子）、生計維持者の年下の親族（弟・妹）となり、扶養されている生計維持者や生計維持者の尊属は含みません。

多子世帯の判定は、原則2024（令和6）年12月31日現在の扶養者で判定を行います。

このため、**現在は多子世帯の要件には該当していない場合であっても、令和7年度の住民税課税情報において、多子世帯に該当する場合には、多子世帯としての認定を受ける可能性があります。**

一方、2024年12月31日時点で、多子世帯に該当しない場合においても、**2025年1月1日から2026年3月31日までに生計維持者に扶養者が増えて多子世帯となった場合**には、要件を満たしていれば、多子世帯との判定を受ける可能性があります。詳細はPDFファイル「2026年度日本学生支援機構給付・貸与奨学金「在学採用（一次）」の申請手続きについて 2. 奨学金の申請手続 STEP2-2 (3) 生計維持者の税法上の扶養親族の確認」を参照してください。

また、**2025年1月1日から2026年3月31日までに、生計維持者が死亡あるいは離婚し、生計維持者に変動が生じた場合**には、2024年12月31日時点の扶養状況と現時点の扶養状況が異なっており、多子世帯の判定がなされない場合があります。この場合には、申請時点で多子世帯であるとの公的証明書と提出することで多子世帯の認定を受ける場合があります。詳細はPDFファイル「2026年度日本学生支援機構給付・貸与奨学金「在学採用（一次）」の申請手続きについて 2. 奨学金の申請手続 STEP2-3 (5) 生計維持者が扶養する扶養人数に変動が生じ、多子世帯に該当する場合」を参照してください。